

標準的な健診・保健指導の在り方に関する
検討委員会設置要綱（案）

平成 18 年 1 月 23 日

第 20 回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会資料

標準的な健診・保健指導の在り方に関する検討委員会 設置要綱(案)

1. 目的

現在、糖尿病、高血圧症、高脂血症等の生活習慣病の有病者・予備群が増加しており、国民の生涯を通じた生活習慣病予防の更なる充実、特に、健診による予備群の早期発見と保健指導の徹底が重要となっている。

厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会による「今後の生活習慣病対策の推進について(中間とりまとめ)」(2005年9月)では、今後の健診・保健指導について、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の概念の導入、健診機会の段階化と保健指導の階層化、標準的な保健指導プログラム、医療保険者による保健事業の取組強化などが求められている。さらに、2005年12月1日の政府・与党医療改革協議会による「医療制度改革大綱」でも、生活習慣病予防のための取組強化として、生活習慣病の予防についての保険者の役割を明確化し、被保険者・被扶養者に対する効果的・効率的な健診・保健指導を義務づけること、保健指導の効果的な実施を図るため、国において保健指導プログラムの標準化を行うことなどが明記されている。

こうしたことから、ライフステージを通じた健診・保健指導の在り方を踏まえ、新たな健診・保健指導のプログラム等の検討を行うため、本検討委員会を設置し、厚生労働省健康局長が開催する。

2. 検討事項

(1) 生活習慣病に関する健診・保健指導に係る事項

- ・標準的な健診プログラム
- ・標準的な保健指導プログラム
- ・健診データ、保健指導データの管理方策
- ・健診、保健指導の委託基準 等

(2) その他健診・保健指導の推進に係る事項

3. 組織

(1) 委員、専門委員は、健診・保健指導に関する学識経験者等のうちから、健康局長が委嘱する。

(2) 委員会は、健診分科会及び保健指導分科会から構成され、それぞれ、健診に係る事項及び保健指導に係る事項を中心に検討する。なお、分科会の中に、作業を効率的に行うためのワーキンググループを置くことができる。

(3) 委員会には、必要に応じ、専門委員を置くことができる。

4. その他

- (1) 会議の庶務は、健康局総務課生活習慣病対策室、保健指導室の協力を得て、健康フロンティア戦略推進室において処理する。
- (2) この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附則

この要綱は、平成18年 月 日より施行する。